

静岡県立磐田北高等学校福祉科

目 次

1 福祉系高校等に関する情報

- (1) 名称、住所及び連絡先
- (2) 福祉系高校等の校長の氏名
- (3) 開設年月日
- (4) 学則等
- (5) 施設設備の概要（図書蔵書数を含む。）

2 養成課程に関する情報

- (1) 養成課程の教育課程表
 - トップページの「教育課程」参照
- (2) 定員
- (3) 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
 - 静岡県ホームページ参照
- (4) 費用
- (5) 教員数、科目別担当教員名
- (6) 使用する教材
- (7) 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容
- (8) 介護実習の内容及び特徴

3 実績に関する情報

- (1) 卒業生の延べ人数
- (2) 卒業生の進路の状況
 - （就職先の施設種別、卒業生のうちの就職者数、進学先の学校種別及び進学者数）

4 その他の情報

- (1) 福祉クラブ（ひまわりの会）に関する情報

1 福祉系高校等に関する情報

- (1) 名称、住所及び連絡先 静岡県立磐田北高等学校 福祉科
静岡県磐田市見付2031-2
TEL (0538) 32-2181
FAX (0538) 37-8354
- (2) 校長の氏名 平野 貴久
- (3) 福祉科開設年月日 平成14年4月1日
- (4) 学則等 「静岡県立磐田北高等学校における介護福祉士養成課程に関する規定」

静岡県立高等学校学則を準用して次のように定める。

(設置の目的)

第1条 教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(課程の設置)

第2条 本校には、全日制の課程を置く。

(学科の設置)

第3条 本校には、普通科、福祉科を置く。

(名称、位置、課程、学科及び生徒定員)

第4条 本校の名称、位置、課程、学科及び生徒定員については、次の表による。ただし1学級定員40人とする。

名称	全日制の課程					所在地
	学科	生徒定員				
		第1学年	第2学年	第3学年	計	
静岡県立 磐田北 高等学校	普通	200	200	200	600	静岡県磐田市見付2031-2
	福祉	40	40	40	120	

(修業年限)

第5条 高等学校の修業年限は、3年とする。

(福祉科の養成課程及び履修方法)

第6条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号(別表第五)に定める養成課程を置くこととする。

- 2 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて履修(必修)し、修得しなければならない。
- 3 前項の科目と単位数は次の通りとする。

社会福祉基礎(4単位)、介護福祉基礎(5単位) コミュニケーション技術(2単位)、生活支援技術(10単位) 介護過程(4単位)、介護総合演習(3単位) 介護実習(13単位)、こころとからだの理解(8単位)、福祉情報活用(2単位)

各科目の単位数は1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算したものである。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学期は、次に掲げる学期制から、校長がこれを定める。ただし、特別の理由があるときは、校長は、各学期の期間を変更することができる。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
- (5) 夏季休業日 7月20日から9月20日までの間において校長が定める期間
- (6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月20日までの間において校長が定める期間
- (7) 学年末休業日 3月21日から3月31日までの間において校長が定める期間
- (8) その他校長が必要と認めた休業日

(入学)

第10条 入学は、送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査(以下「学力検査」という。)の成績等を資料として、別に定めるところにより行う入学者の選抜に基づいて、校長がこれを許可する。

2 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(学力検査及び調査書)

第12条 学力検査は特別の事情があるときは、これを行わないことができる。

2 調査書は、特別の事情があるときは、これを入学者の選抜のための資料としないことができる。

(願書の提出)

第13条 入学志願者は、保護者(親権者又は後見人をいう。志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保護者を保証人(成年に達し、独立の生計を営む者)に読み替えるものとする。以下同じ。)と連署した入学願書を、所定の期間内に校長に提出しなければならない。

(入学手続)

第14条 入学を許可された者は、保護者と連署した誓約書を校長に提出しなければならない。

第15条 保護者に変更を生じたときは、速やかに誓約書を再提出しなければならない。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、保護者と連署した退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

(復校)

第17条 退学した者が復校を希望するときは、校長は、教育上支障がないときは、これを許可することができる。

(休学)

第18条 病気又は止むを得ない理由によって休学しようとする者は、保護者と連署した休学願に、医師の診断書又は理由を証するに足る書類を添えて校長に願い出ることができる。

2 校長は3月以上1年以内の期間で、休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、あらためて、校長の許可を得なければならない。

(復学)

第19条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願を、病気のときは医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(編入学)

第20条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学しようとする者は、保護者と連署した編入学願及び在学・成績・単位履修等の証明書を校長に提出しなければならない。

2 校長は、相当年齢に達し、入学しようとする学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者については、教育上支障がない場合、編入学を許可することができる。

(転学)

第21条 他の高等学校の同一課程の同一学科若しくは異なる学科又は異なる課程に転学しようとする者は、保護者と連署した転学願を校長に提出しなければならない。

2 前項の転学願を適当と認めるときは、校長は、その理由を記し、転入学願及び成績証明書を転学先の高等学校の校長に送付しなければならない。

3 他の高等学校から転学を希望する者のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することができる。

4 転学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の高等学校の校長に通知し、指導要録の写しその他必要な書類の送付を受けなければならない。

(転科)

第22条 同一の高等学校において異なる学科へ転科しようとする者は、保護者と連署した転科願を校長に提出しなければならない。

2 前項の転科願を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、校長は、転科を許可することができる。

(留学)

第23条 外国の高等学校に留学しようとする者は、保護者と連署した留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校における履修を高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

4 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(成績評価)

第24条 成績評価については、学習指導要領に基づいて、校長が、これを定める。

(課程の修了又は卒業の認定)

第25条 各学年の課程の修了又は卒業は、平素の成績を評価し、所定の単位を修得した者で、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、校長が、これを認定する。

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、各学年の課程の修了又は卒業を認定することができる。

(褒賞)

第26条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を褒賞することができる。

(懲戒)

第27条 教育上必要があると認めるときは、校長及び教員は、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(授業料、入学料等の納入)

第28条 入学検定料、授業料、入学料等は、[静岡県立学校授業料等徴収条例\(昭和38年静岡県条例第23号\)](#)に定めるところにより納入しなければならない。

(実習費)

第29条 実習費として、必要により実習着等の負担を必要とする。

(教職員の組織)

第30条 校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置く。

2 実習助手、技術職員、学校用務員、業務員その他必要な職員を置くことができる。

3 教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、研修主任、学級主任、養護主任、学科主任、図書主任、総務主任、教科主任を置く。その他、必要に応じ、校務を分担する主任を置くことができる。

(5) 施設設備の概要 介護福祉士養成指定に準ずる

普通教室 1～3
介護実習室 1 + 和室
入浴実習室
演習室
被服実習室 (学校共有)
調理実習室 (学校共有)
事務室 (学校共有)
図書室 (学校共有)
講師控室

設 備	個数
実習用モデル人形	6 体
人体骨格模型	1 体
成人用ベッド	15 床
移動用リフト	1 台
スライディングボード・シート	10 台
車いす	17 台
簡易浴槽	1 槽
機械浴槽	1 槽
シャワー設備	4 か所
ストレッチャー	2 台
排泄用具	33 個
歩行補助杖	26 本
盲人安全杖	10 本
視聴覚機器	9 器
障害者用調理器具	1 台
食器類	7 セット
和式布団	1 式
調理設備	10 台
裁縫作業台	20 台
家庭用ミシン	20 台
オープン	10 台
吸引装置一式	7 式
経管栄養用具一式	14 式
処置台又はワゴン	24 台
吸引訓練モデル	10 体
経管栄養訓練モデル	7 体
心肺蘇生訓練用機材一式	1 式
人体解剖模型	1 体

2 養成課程に関する情報

- (1) 定員 1 学年 40 名 (全県学区)
- (2) 費用 教科書代、ユニフォーム代、施設での介護実習に関する検査代・交通費等
- (3) 教員数、科目別担当教員名

◎福祉科職員 R5 年度

教 頭	平川由紀子		英語
科 長	鈴木 一彰	16HR 副担任	福祉
教科主任	鈴木 広乃	26HR 担 任	福祉
教 諭	櫻井 美央	16HR 担 任	英語
教 諭	金子 琴美	26HR 副担任	福祉
教 諭	木本 愛理	36HR 担 任	福祉
教 諭	山田 章子	36HR 副担任	福祉
教 諭	山本 詠子	(育休)	福祉
非常勤講師	鈴木 真由		福祉
外部講師 (看護師)	長谷川厚子		福祉
主任実習助手	細井 澄子		
臨時実習助手	中山 侑香		

◎科目別担当教員

科 目		教 員 名
社会福祉基礎		鈴木 一彰・山田章子
介護福祉基礎		木本愛理・金子琴美
コミュニケーション技術		山田章子
生活支援技術		金子琴美・鈴木一彰 鈴木広乃・木本愛理 鈴木真由・長谷川厚子
介護過程		金子琴美・鈴木一彰 木本愛理・金子琴美
介護総合演習		鈴木広乃・鈴木一彰 木本愛理・金子琴美 山田章子
介護実習		鈴木広乃・鈴木一彰 木本愛理・金子琴美 山田章子
こころとからだの理解		鈴木広乃・鈴木一彰
人間と社会に関する選択科目	現代社会	加藤英詞
	家庭基礎	石川史子

(6) 使用する教材

文部科学省検定済教科書 社会福祉基礎・介護福祉基礎・コミュニケーション技術・介護過程
生活支援技術・こころとからだの理解（実教出版）
新・介護福祉士養成講座（中央法規）

(7) 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容

別ファイル「介護実習施設一覧 pdf」参照

(8) 介護実習の内容及び特徴

別ファイル「福祉科介護実習計画 pdf」参照

3 実績に関する情報

(1) 卒業者の延べ人数

697名

(2) 卒業者の進路の状況

別ファイル「磐田北高等学校ホームページ進路状況」参照

4 その他の情報

◆その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報

(1) 福祉クラブ（ひまわりの会）活動

●昭和49年4月設立

福祉科の前進である衛生看護科1回生がひまわりの会を発足

太陽に向かって、長く美しく咲くひまわりになぞられて『ひまわりの会』とする。

明るく・自主性・継続性をモットーにしている。

平成28年4月からは『福祉クラブ』として活動する。

●活動場所および内容

①特別養護老人ホーム等の各施設での行事への参加

②その他のボランティア活動

●表彰内容

H14. 11. 16 表彰状 静岡県青少年育成会議会長 静岡県知事 石川嘉延

H15. 5. 23 感謝状 静岡県立磐田学園

H16. 2. 21 表彰状 静岡県積善会

H16. 5. 23 表彰状 日本善行会

H17. 10. 3 表彰状 静岡県公立校高等学校 PTA 連絡協議会

H22. 10. 18 表彰状 静岡県公立校高等学校 PTA 連絡協議会

H26. 2. 22 表彰状 第3回ふるさと貢献賞 静岡新聞、静岡放送文化福祉事業団

H26. 2. 22 表彰状 第3回赤十字救急競技会 日本赤十字社静岡県支部

総合成績の部 優勝

H26. 8. 27	賞状	第1回東海地区介護技術コンテスト	優良賞
H27. 2. 14	表彰状	第4回赤十字救急競技会	日本赤十字社静岡県支部 総合成績の部 優勝
H27. 7. 25	賞状	第1回静岡県高校生介護技術コンテスト	最優秀賞
H27. 8. 26	賞状	第2回東海地区介護技術コンテスト	優良賞
H27. 12. 19	表彰状	第5回赤十字救急競技会	日本赤十字社静岡県支部 総合成績の部 優勝
H28. 7. 23	賞状	第2回静岡県高校生介護技術コンテスト	最優秀賞
H28. 8. 23	賞状	第3回東海地区介護技術コンテスト	優良賞
H28. 11. 26	表彰状	第6回赤十字救急競技会	日本赤十字社静岡県支部 総合成績の部 優勝
H29. 7. 29	賞状	第3回静岡県高校生介護技術コンテスト	優良賞
H29. 10. 28	表彰状	第7回赤十字救急競技会	日本赤十字社静岡県支部 総合成績の部 優勝
H30. 10. 28	表彰状	第8回赤十字救急競技会	日本赤十字社静岡県支部 総合成績の部 優勝
R1. 7. 27	賞状	第5回静岡県高校生介護技術コンテスト	優良賞
R4. 7. 30	賞状	第8回静岡県高校生介護技術コンテスト	優秀賞
R4. 8. 19	賞状	第9回東海地区介護技術コンテスト	優良賞